

名古屋第二環状自動車道の出口を予告する案内標識に、出口までの距離とともに出口方向の矢印を標示してほしい。

【申出要旨】

私は先日、名古屋高速道路の入口から乗り、名古屋第二環状自動車道（以下「名二環」という。）の出口で降りた。

この経路中、名古屋高速道路では、出口予告を示す案内標識（以下「出口予告標識」という。）に、出口が右側か左側かを示す矢印が標示されており、この道路を初めて運転する利用者にも非常に分かりやすく、親切な標示内容となっている。

しかし、名二環の出口予告標識は、出口までの距離標示のみで出口の方向を示す矢印等の標示はない。

私は左側車線を走行しており、途中、出口は左方向か、右方向かを確認したかったが、出口方向を示す矢印が標示されていないので不安だった。

接続する名古屋高速道路と名二環とで標示内容が違うのは甚だ疑問である。

名二環についても、出口予告標識に出口までの距離とともに出口方向の矢印を標示してほしい。

【説 明】

1 制度の概要

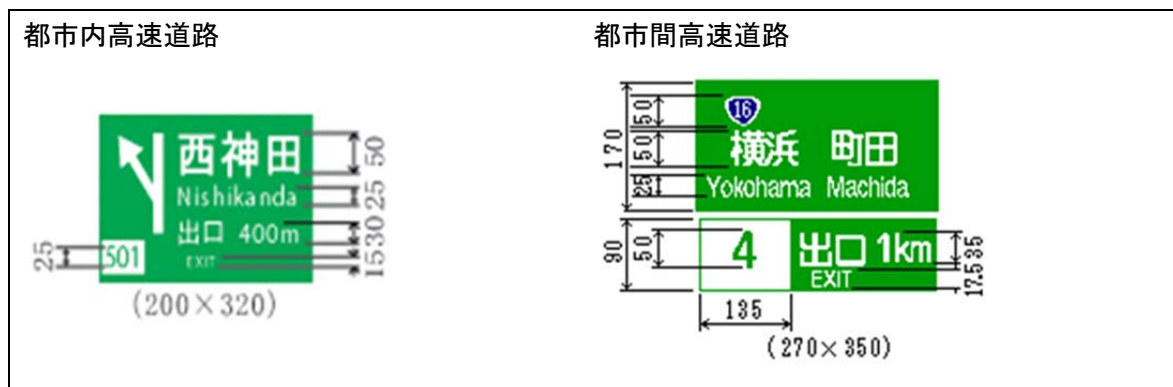
道路標識の種類、設置場所、様式等は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号）（以下「標識令」という。）に定められている。

また、道路標識のうち道路管理者が整備する標識の設置場所等の詳細については、国土交通省の「道路標識設置基準」（昭和 61 年都街発第 32 号 道企発第 50 号都市局長・道路局長通達）に定められている（以下標識令と道路標識設置基準を合せて「標識令等」という。）。

標識令等では、首都高速道路株式会社や名古屋高速道路公社等が管理する「都市内高速道路」と東日本、中日本及び西日本高速道路株式会社（以下それぞれ「ネクスコ東日本」、「ネクスコ中日本」、「ネクスコ西日本」という。）が管理する「都市間高速道路」の区分があり、設置する道路標識も別様のものが定められている。

出口予告標識について、標識令等では、次図のとおり、都市内高速道路（名古屋高速道路が該当）は出口までの距離と出口の方向を示す矢印標示を行うこととされている。一方、都市間高速道路（名二環が該当）は、出口までの距離標示のみで出口の方向を示す矢印標示を行うこととはされていない。

図 標識令等に定める出口予告標識の様式



2 当局の調査結果

(1) 名古屋高速道路と名二環間の交通の実態及び出口予告標識等の状況

名古屋高速道路と名二環間の交通の状況を見ると、下記のとおり、相互に乗り入れて通行する車両が多く、利用者にとっては密接に関連した道路として利用されている状況がうかがわれる。

その一方、両道路の出口予告標識については異なった標示内容となっている。

出口予告標識の内容が異なる理由は、標識令等に都市内高速道路と都市間高速道路の区分があり、その区分により出口予告標識の様式に相違があることによるが、かかる様式の相違は、双方の道路事情に通じていない利用者にとって、戸惑いと不安を増幅させるものと思料される。

ア 名古屋高速道路と名二環の交通の実態

名古屋高速道路と名二環は5箇所ジャンクションで接続されており、名古屋市中心部と名古屋市近郊の間を自動車で移動する運転者にとっては、両道路を利用することにより様々なルートを選択が可能となっている。

ちなみに、平成26年度における名古屋高速道路の日平均交通量は308,227台/日、名二環は170,934台/日であるが、このうち名古屋高速道路から名二環へ乗り入れた交通量は、平成26年度の日平均32,000台/日、名二環から名古屋高速道路へ乗り入れた交通量は32,500台/日となっている。

イ 出口の位置と出口予告標識の状況

(ア) 名古屋高速道路の状況

名古屋高速道路には41箇所の出口があり、このうち32箇所が本線の右側に、9箇所が左側に設置されている。

また、名古屋高速道路公社が作成した「出口案内標識設置基準」によれば、出口予告標識には標識令の110-B標識(出口までの距離標示と出口の方向を示す矢印を標示するもの)を標示することとしており、i)本線と出口の分岐手前200m、600m付近の車道上方(設計速度80km区間では手前1km付近にも設置)、ii)右側出口と本線の分岐手前800m付近の左側車道上

方に、それぞれ設置することとされている。同基準に基づき、出口予告標識には、出口までの距離標示と出口の方向を示す矢印標示が行われている。

(イ) 名二環の状況

名二環には 25 箇所 of 出口があり、すべての出口が本線の左側に設置されている。

また、出口予告標識は、出口分岐点の 1 km 手前、500m 手前等に設置されており、出口までの距離標示のみで出口の方向を示す矢印標示は行われていない。出口予告標識が距離標示のみとなっている理由について、ネクスコ中日本名古屋支社では、「日本道路公団の分割・民営化後のネクスコ 3 社（東日本、中日本及び西日本）は、都市間高速道路を管理する共通の立場から、標識令、道路標識設置基準及び 3 社共通の設計要領に基づいた標示内容（標識令様式 110-A）に統一している。」と説明している。

(2) ネクスコ東日本及びネクスコ西日本における出口予告標識等の実態

本件に関連して、ネクスコ中日本と同様に都市間高速道路を管理するネクスコ東日本及びネクスコ西日本における出口予告標識の実態を調査したところ、次のとおり、出口までの距離標示に加えて出口の方向を示す矢印標示を行った標識を設置している事例がみられた。

ア 東京外環自動車道（ネクスコ東日本）

東京外環自動車道には 15 箇所 of 出口があり、名二環と同様に、すべての出口が本線の左側に設置されている。

しかし、東京外環自動車道の出口予告標識（出口分岐点の 1 km 手前、500m 手前等に設置）は、名二環とは異なり、矢印表示を必要としない終点出口を除き、すべての出口予告標識に出口までの距離標示と出口が本線左側にあることを示す矢印標示が併記されている。

このように東京外環自動車道における出口予告標識に、出口方向を示す矢印標示を行っている理由について、ネクスコ東日本関東支社では、次のとおり説明している。

(ネクスコ東日本関東支社建設事業統括課及び保全課の説明)

高速道路上の道路標識は、標識令、道路標識設置基準及び設計要領により設置するのが基本であるが、一般論として、道路利用者からのご意見等があれば、標示内容の変更を検討することもある。

東京外環自動車道における出口予告標識の矢印標示については、当時の関係資料が存在しないため、その経緯は分かりかねる。

なお、ネクスコ東日本の管内では、これ以外の自動車道で、出口予告標識に矢印標示を行っている例は無い。

イ 西名阪自動車道（ネクスコ西日本）

西名阪自動車道の出口は 12 箇所あり、名二環と同様に、すべての出口は本線の左側に設置されている。

このうち、上り線柏原出口の 600m 及び 500m 手前地点には、標識令等で定める出口予告標識（出口までの距離標示のみ）のほかに、「柏原出口左側車線へ」の文字及び矢印を表記した「立て看板」が設置されている。

当該立て看板を設置した理由について、ネクスコ西日本関西支社では、次のとおり説明している。

（ネクスコ西日本関西支社交通計画課の説明）

法令標識のほかに、当該立て看板を設置した理由については、当該出口の交通量が多いこと、また、柏原インターチェンジはーフインターチェンジ（出口は上り線のみで下り線には出口無し）であることから、多くの道路利用者から、「インターチェンジの出口が分かりにくい。」との苦情や指摘を受けた。

このため、社内で対応策を検討し、さらに警察機関との協議の上で、法令外の補助標識を出口 600m 及び 500m 手前地点に設置した。

3 関係機関の意見

○ネクスコ中日本名古屋支社

ネクスコ中日本が管理する名二環の出口予告標識には、出口方向を示す矢印標記は無い。

インターチェンジを構成するランプ構造については、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）によって、原則「左側から」出入りするものと定められている。

また、高速道路上に設置する標識は、標識令等によって標示する内容が定まっており、ネクスコ中日本では、標識令等に従い、出口のみで矢印を標記している。

一方、名古屋高速道路公社が管理する道路については、やむを得ず採用したインターチェンジの出口構造（右側出口と左側出口が混在）を考慮し、矢印等で出口方向を示しているものと思料される。

以上のように、名古屋高速道路の特殊事情と、ネクスコ中日本においては法令に基づいた標識整備を実施していること、さらには道路交通法（第 20 条）において原則として、一般道路か高速道路かに関わりなく、第一通行帯（左側）を通行することとなっていることが基本となっている現状をご理解いただきたい。

ネクスコ中日本では、お客さまが安全、快適に高速道路を利用していただけるよう、標識の標示内容については今後も慎重に検討を進めたいと考えている。

今回のお客さまからのご意見については、今後の業務の参考としたい。